

国際収支関連統計の見直しについて

はじめに

財務省・日本銀行ではわが国の国際収支関連統計について、2005年1月の取引の計上分から、直接投資、証券投資といった資本勘定を中心に大幅な見直しを行う。今回の統計見直しは、計上方法の変更、詳細項目の新規公表、類似統計の整理・統合など多岐に亘っており、見直し後の新統計は、統計ユーザーのニーズにより一層応えるとともに、国際収支統計に関する国際基準である「IMF国際収支マニュアル 第5版」(Balance of Payments Manual, 5th edition <BPM5>)¹との整合性をより高めるものとなっている。本稿では、利用者の便に供するため、まず今回の見直しの背景と概要を提示したうえで、新たに作成・公表する項目について具体的に解説する。

1. 改訂の背景と概要

(1) 今回の見直しの背景

わが国が、BPM5の導入を受けて、1996年に国際収支統計の全面的な改訂を行ってから、既に8年超が経過した。この間、デリバティブ取引の計上方法見直しに伴う所得収支、投資収支の改訂²を除けば、国際収支関連統計の大きな見直しは行われてこなかった。一方、同期間中に金融・経済の状況や会計基準は大きく変化し、それを受けて統計ユーザーのニーズも変わってきている。また、類似の統計が並存するなど、ユーザーの利便性の観点から改善が望ましい点も

¹ IMF国際収支マニュアルは、国際収支統計(Balance of Payments)と国際投資ポジション(International Investment Position <わが国では本邦対外資産負債残高という言葉を用いている>)に関する概念的枠組みを記した解説書であり、両統計に関する国際基準。金融・経済状況の変化に応じて経済実態を的確に統計に反映するため、15年前後のサイクルで改訂が行われている。現行のBPM5は1993年に完成し、わが国でも1996年1月分より、BPM5ベースの統計に移行した。

² IMFは、2000年にBPM5を一部改正し、金融派生商品の計上方法を見直した。わが国は、改訂BPM5に合わせて2002年1月取引分より金融派生商品の計上方法を修正している(本件の詳細は日銀調査月報2002年3月号参照)。

次第に明確になってきた。こうしたことから、後述の電子報告制度の導入を契機に、国際収支関連統計（別紙１）の見直しを行うこととした。今回の統計見直しの背景をより具体的に整理すれば、以下の３点となる。

第一に、経済のグローバル化が一段と進展する中で国際間の資本移動も拡大し、各国の経済・金融市場に及ぼす影響が増大していることが挙げられる。この結果、内外の資本フローをより迅速かつ的確に把握するために、資本取引を中心により詳細なデータに対するニーズが強まっている。

第二に、96年の改訂以降、有価証券に関する時価会計の導入等、金融商品に係る会計基準が整備されたことなどを背景に、投資主体が証券取引を約定ベースで管理することが一般的になったことが挙げられる。現状、証券投資については、約定ベースの統計と決済ベースの統計が併存しているが、報告負担を軽減する観点から、実務との整合性を図ることが望ましい。なお、取引を契約（約定）時点で統計に計上することは、BPM5が採用する発生主義とも整合的である。

第三に、直接投資、証券投資について、わが国独自の基準に基づく統計と、国際収支マニュアルに則した国際基準の統計という、計上概念が異なる類似のフロー統計が並存しているため、ユーザーの誤解を招きやすく、統計の利便性という点で問題があることが挙げられる。この点、国際基準であるBPM5に準拠した国際収支統計を中心に据えて、類似統計については、類似統計独自の詳細項目を活かしつつも、国際収支統計に所収・統合すると同時に、公表項目の拡充を図ることが適切である。また、約定ベース証券投資統計については、速報性の高さからユーザーニーズが高いことを踏まえ継続するが、定義を国際収支統計に一致させることとした（詳細は後述）。

なお、2005年1月に、日本銀行経由で提出される外為法関連報告書の電子報告化³の開始が予定されている⁴。前述のとおり、わが国では外為関連法令に基

³ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（いわゆる「IT基本法」）に基づく、「財務省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」の一環。外為法ならびにその実施規定に基づく報告・届出等の手続については、財務省が直接受け付けるものは財務省電子申請システムにより、日本銀行が財務大臣からの委任を受けて取扱っているものは日本銀行が開発する「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」により、2004年1月取引分以降のすべての外為取引についてオンライン報告が可能となる（詳細は、日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp>を参照）。

⁴ このために必要な報告書の改訂等を含む報告省令の改正については、パブリックコメントの募集を経て、2002年7月に公布された（平成14年7月12日付財務省令43号「外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令」）。

づく報告書を統計作成の原資料としているが、統計を改訂するに際しては報告書自体を変更する必要があるケースが多く、これは報告者サイドにシステム・メンテナンス等の負担を招いている。電子報告に向けたシステムの刷新やメンテナンスと、報告書様式の変更、統計作成・公表形態の改善を合わせて行うことで、これらを単独で行う場合に比べて報告者や統計作成当局の負担を軽減することができた。

(2) 今回の見直しの概要

今回の見直しのポイントは、概ね次の4点に集約することができる。すなわち、直接投資、証券投資に関する公表項目の拡充、公表頻度の引き上げと早期化、類似統計の整理、国際収支マニュアルとの整合性の一層の向上である。これらの具体的項目は以下のとおり（内容の詳細は次章参照）。

直接投資・証券投資に関する公表項目の拡充

- 国際収支統計では、証券投資「発行体部門別」（資産・負債双方）、証券投資・資産「通貨別」（以上は毎月）、直接投資「地域別かつ業種別」⁵（資産・負債双方、四半期毎）の公表を開始。
- また、証券投資における、国・地域の区分を、現在の32か国・地域から45か国・地域に拡充。

現行の国際収支関連統計（国際収支統計、「対内及び対外証券投資の状況」〈約定ベース〉、「対内及び対外証券投資等の状況」〈決済ベース〉）において公表されている国・地域の最大公約数を公表する扱いとする。

- 対外資産負債残高では、証券投資残高（資産）の「地域別かつ保有主体別」、直接投資残高の「地域別かつ業種別」を新たに公表。また、証券投資残高（資産）については、「通貨別かつ証券種類別」の通貨の区分の公表を開始。

⁵ 直接投資の「地域別かつ業種別」データについては、期間中に直接投資（投資引き揚げを含む）が行われた全ての国・地域へのブレイクダウンを公表（全ての国が計上される場合、237か国・地域となる）。ただし、データの秘匿性維持のため、国・地域、業種毎の投資件数が3件未満の場合には非分類にするとともに、合計額に反映させることとした。

公表頻度の引き上げと早期化

- 国際収支統計の地域別内訳を、四半期毎に公表（現行：半年毎）するとともに、公表時期も現行比約 1 か月前倒しし、当該月が属する四半期の翌々四半期の 2 か月目とする。
- うち、直接投資および証券投資の地域別内訳については、上記とは別に月次で公表。
- 前述のとおり直接投資（資産・負債）の地域別かつ業種別の内訳は、国際収支統計の一部として四半期毎に公表。

類似統計の整理・統合、計上基準の統一化

- 「対内及び対外証券投資の状況」（約定ベース）の対内・外の分類基準を建値通貨から、国際収支統計ベースに合わせて証券発行体の居住性に変更。
- 「対内及び対外証券投資等の状況」（決済ベース）ならびに「対外及び対内直接投資状況」を廃止し、国際収支統計に統合。

国際基準である IMF マニュアルに準拠した国際収支統計に類似統計を統合し、類似統計の併存に伴うユーザーの不便を解消。

合わせて原資料の徴求も見直すことにより、報告負担を軽減。

（注）以下では、「対内及び対外証券投資の状況」（約定ベース）、「対内及び対外証券投資等の状況」をそれぞれ、「対内外証券投資」（約定ベース）、「対内外証券投資」（決済ベース）と称する。

国際収支マニュアルとの整合性の一層の向上

- 国際収支統計の証券投資の計上時点を、決済時点から約定時点に変更（BPM5 が提唱する発生主義原則の採用）。
- 対外資産負債残高において、対内直接投資残高に資本準備金を含める扱いに変更するとともに、金融派生商品残高に先物取引及び先渡取引を新たに計上。

以上の改訂を行った新しい国際収支関連統計を現行統計と比較すると、次頁の図表 1 のようになる。

(図表1) 国際収支関連統計の新旧対比

網掛けは、今回の変更部分を指す。

現 行	新しい国際収支関連統計	初回公表時期
A. 国際収支統計 ^(注1) 1. 経常収支 2. 資本収支 (1) 速報 (月次) 直接投資 証券投資 金融派生商品 その他投資 (2) 確報 (月次) ^(注2) 直接投資 証券投資 金融派生商品 その他 (3) 地域別 (半期) 直接投資 証券投資 金融派生商品 その他投資	A. 国際収支統計 ^(注1) 1. 経常収支 2. 資本収支 (1) 速報 (月次) 直接投資 ・地域別<公表頻度引き上げ> 証券投資 (約定ベース) <類似統計の整理・統合、計上基準の統一> (付表) ・地域別<公表項目拡充> ・投資家業態別 (資産のみ) <公表項目新設> ・発行体部門別 <同上> ・通貨別 (資産のみ) <同上> 金融派生商品 その他投資 (2) 確報 (月次) ^(注2) 直接投資 ・地域別かつ業種別 (四半期分合算) <公表項目拡充> 証券投資 金融派生商品 その他 (3) 地域別 (四半期、確報+1か月で公表) <公表頻度引き上げ、早期化> 直接投資 証券投資 金融派生商品 その他投資	2005年3月(1月分) 2005年3月(1月分) 2005年3月(1月分) 2005年3月(1月分) 2005年3月(1月分) 2005年3月(1月分) 2005年7月(1~3月分) 2005年8月(1~3月分)
B. 対内外証券投資統計 (1) 約定ベース (週次) (2) 約定ベース (月次) ・投資家業態別 (対外投資のみ) (3) 決済ベース (月次) ・地域別 ・投資家別 (対外投資のみ)	B. 対外及び対内証券売買契約等の状況 (国際収支統計ベース) (1) 週次ベース (2) 月次ベース ・投資家業態別 (資産のみ) (廃止)	2005年1月第3週 (1月第2週分) 2005年2月(1月分)
C. 対外及び対内直接投資統計 (月次) ・業種別 (半期分合算)	(廃止)	
D. 対外資産負債残高 (年次) (1) 直接投資 (2) 証券投資 ・保有主体別 (資産) ・発行体部門別 (負債) (3) 金融派生商品 (4) その他投資 (5) 地域別	D. 対外資産負債残高 (年次) (1) 直接投資 (資本準備金を新たに計上) (2) 証券投資 ・保有主体別 (資産) ・発行体部門別 (負債) ・通貨別かつ証券種類別 (資産) (3) 金融派生商品 (4) その他投資 (5) 地域別 ・直接投資・業種別 ・証券投資・保有主体別 (資産)	2006年5月(05年末時点分)
D'. 対外資産負債残高 (四半期末推計値) ・直接投資、証券投資、その他投資、準備資産	D'. 対外資産負債残高 (四半期末推計値) ・直接投資、証券投資、その他投資、準備資産	
E. 対外債務統計 (四半期)	E. 対外債務統計 (四半期)	
F. 銀行等対外資産負債残高 (月次)	F. 銀行等対外資産負債残高 (月次)	

(注1) その他資本収支、外貨準備増減については変更を行わないため、記載していない。

(注2) 当該月が属する四半期の各月の計数を、同四半期の翌四半期末の翌月に公表。

2. 詳細な改訂内容

以下では、今回のわが国の国際収支関連統計における変更点（前掲図表 1 における網掛け部分）について、図表に則し、順を追ってやや詳しく説明する。

A. 国際収支統計

(1) 速報

直接投資・地域別＜公表頻度引き上げ＞

直接投資の地域別計数は、現在、地域別国際収支統計の内訳として半年ベースで公表しているが、直接投資の地域別データに関するユーザーニーズの高まりを踏まえ、2005 年 1 月の取引分からは、国際収支統計（速報・確報）の内訳として、月次公表に切り替える。なお、国・地域別区分は現行の地域別国際収支統計と同じ 32 か国・地域とする。

証券投資＜BPM5 との整合性の強化＞

証券投資については、2005 年 1 月取引分より、取引の計上時点を、現行の決済ベースから約定ベースに変更する。

約定・決済の期ずれ分調整により発生する未収・未払金については、資本収支・投資収支・その他投資・雑投資に対応計上。

わが国の国際収支統計の原資料となる外為法関連報告書では、同法が為替管理を目的として制定されたという歴史的経緯もあって、取引については原則として決済時点での報告を求めている。このため国際収支統計も決済ベースで作成している。しかしながら BPM5 は、「金融項目における取引は、その債権者および債務者の双方が請求権および債務をそれぞれ自己の帳簿に記入した時点で発生したとみなされる」（パラグラフ 123）としており、決済時点ではなく発生時点で、取引を統計に計上すべきことを明示している。したがって、わが国の統計の計上時点は BPM5 の原則に合致していなかった。

また、報告者サイドでも、証券投資については、金融商品会計の見直しにより、取引を約定ベースで管理することが一般的になっている。このため決済ベースの報告は、投資主体の財務会計処理と整合的でなく、報告負担の増大を招いていた。

今回の変更により、わが国の証券投資の計上における基準が BPM5 に則したものになるほか、報告負担の軽減も期待される。

-1 証券投資・付表・地域別

証券投資の地域別計数は、現在、地域別国際収支統計の内訳として半年（暦年）ベースで公表しているが、上記直接投資・地域別内訳計数と同様に公表頻度を引き上げるとともに、新たに付表として月次公表する。

加えて、公表項目につき、以下の2点の拡充を行う。第一に、公表対象国を、現在の32か国・地域から、付表では45か国・地域に拡大する。今回、財務省の「対内外証券投資」（決済ベース）統計を廃止・統合するに当たり、ユーザーの利便性を維持するため、同統計の公表対象国のうち、国際収支統計の公表対象国となっていなかった国・地域を新たに国際収支統計における公表対象国に追加する。

国際収支統計・証券投資の内訳として新たに公表する国・地域は以下に掲げた13か国・地域である。

新規公表13か国・地域（証券投資）

中南米	・アルゼンチン、蘭領アンチル、バハマ、バミューダ、英領バージンの計5か国・地域
西 欧	・アイルランド、オーストリア、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ポルトガル、ギリシャの計7か国
中 東	・バハレーン

第二に、債券を「中長期債」と「短期債」にブレイクダウンする。これは、ユーザーのニーズに合わせ、証券投資については、地域別についても国際収支統計全体と平仄のとれた詳細データを提供することが適切との判断に基づくものである。

-2 証券投資・付表・投資家業態別（資産のみ）

証券投資・資産（対外証券投資）の投資家業態区分について、現行の国際収支統計は、公的、銀行、その他の3部門分類に止まっている。一方、財務省の「対内外証券投資」（決済ベース）統計では、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「銀行」、「信託」（全体計数のほか内訳として「銀行勘定」）、「投資信託」、「公的部門」、「その他」に細分化されている。

今回の統計改訂の一環として、上記財務省統計を廃止・統合するに当たり、国際収支統計の証券投資・資産により詳細な投資家業態区分を設けることにより、ユーザーの利便性の維持・向上を図ることとした。

現行財務省統計の業態区分に新たに「証券会社」を設け、証券会社の自己売買分と他の証券会社による取引の取次ぎ分の合計を計上する。また、債券等の商品区分にも、新たに「中長期債」と「短期債」の区分を設ける。

国際収支統計・対外証券投資の投資家業態別区分

現行	公的部門、銀行部門、その他部門	
改訂後	公的部門	「公的部門」
	銀行部門	「銀行」、「信託銀行（銀行勘定）」
	その他部門	「銀行等（信託勘定）」 ⁶ 、「証券会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「投資信託委託業者」、「その他」

-3 証券投資・付表・発行体部門別

対外証券投資については、現在、商品別に株式、中長期債、短期債に区分している。統計ユーザーのニーズの高まりを受け、今回の統計改訂においては、中長期債と短期債について、外国政府の国債、政府機関債、地方債を合計のうえ「ソブリン債」という新たなカテゴリーを設けて公表を開始する。また、ソブリン債については主要取引相手である以下の12か国・地域およびその他計についてのデータも作成・公表する。

ソブリン債の公表対象国・地域

米国、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス、スイス、デンマーク、スウェーデン、香港、オーストラリア、その他
--

対内証券投資については、株式、中長期債、短期債の商品毎に発行体の部門（公的、銀行、その他）別ブレイクダウンを公表している。今回の統計改訂では、部門情報のほかに、中長期債と短期債について、発行体を基に以下の5類型のデータを作成・公表することとした。

⁶ 銀行の信託勘定と信託銀行の信託勘定の合計。

対内証券投資の発行体別の公表区分

国債、政府機関債、地方債、その他債券、その他証券

-4 証券投資・付表・通貨別（資産のみ）

現在、国際収支統計、「対内外証券投資」（約定・決済）統計のいずれにおいても、投資対象の建値通貨に関するデータは作成・公表していない。しかし、建値通貨データに対する分析ニーズが強いことを踏まえ、今回の統計改訂では、株式、中長期債、短期債それぞれにつき、主要 10 通貨およびその他計のデータを作成・公表することとした。

証券投資・資産の建値通貨別の公表区分

米ドル、カナダ・ドル、ユーロ、英ポンド、スイス・フラン、デンマーク・クローネ、スウェーデン・クローネ、香港ドル、オーストラリア・ドル、日本円
その他

（2）確報

直接投資・地域別かつ業種別＜公表項目の拡充、類似統計の整理、統合＞

現在、直接投資に関する統計として、国際収支統計の直接投資と、財務省の「対外及び対内直接投資」統計の 2 つの類似統計が存在する。

前者は原則として BPM5 に基づく統計である一方、後者は外為法によるわが国独自の基準に基づく統計である。したがって、両者の間には、投資の回収の反映や再投資収益の計上の有無等、定義上大きな違いがある（別紙 2）。こうした定義が異なる統計の並存は、ユーザーの間に誤解を生んでいた。このため今回、「対外及び対内直接投資」統計を廃止し、国際収支統計に統合することとした⁷。

「対外及び対内直接投資」統計は、現行国際収支統計と比べて、投資が行われた全ての国・地域について地域別データを作成・公表、業種別のブレイクダウン（年度半期ベース）がある、といった優位性もある。このため、こう

⁷ 2004 年度分の公表をもって廃止予定。

した諸データを国際収支統計に新設し、ユーザーの利便性を維持・向上させることとした。

具体的には、地域別かつ業種別にブレイクダウンしたデータを、国際収支統計の確報公表時に、四半期ベースで公表することとした。業種区分は、現在の「対外及び対内直接投資」統計における区分に、日本標準産業分類や国連の国際標準産業分類、過去の投資実績を参考に新規区分を付加し、対外投資、対内投資とも合計 24 業種とした（図表 2）。

国・地域区分については、原則として期間中に直接投資（投資引き揚げを含む）が行われた全ての国・地域につき集計し、公表することによって、「対外及び対内直接投資」統計が提供する情報量を維持する。ただし、個別取引情報の保護の観点から、原データの合計が 3 件に満たない集計値は「非分類」扱いとし、地域別かつ業種別データを公表しない扱いとした。

（図表 2）直接投資・地域別かつ業種別における新しい業種区分

新統計の業種区分 (24 業種)	現行「対外及び対内直接投資」統計からの変更点	
	対外直接投資	対内直接投資
食料品		
繊維		新設
木材・パルプ		
化学・医薬		
石油	新設	
ゴム・皮革	新設	
ガラス・土石	新設	
鉄鋼・非鉄・金属	(金属を加算)	(鉄鋼、非鉄を加算)
一般機械器具	(精密機械器具を分離)	新設：「機械」を細分化
電気機械器具		新設：同上
輸送機械器具		新設：同上
精密機械器具	新設	新設：同上
その他製造業	(石油、ゴム・皮革、ガラス・土石を分離)	(木材・パルプを分離)
農・林業		新設
漁・水産業		新設
鉱業		新設
建設業		
運輸業	(通信業を分離)	
通信業	新設	
卸売・小売業		(名称変更)
金融・保険業		
サービス業		
不動産業		
その他非製造業		(農・林業、漁・水産業、鉱業を分離)

(3) 地域別 (四半期)

地域別国際収支統計は、現在、各年の上期分、下期分を、それぞれ当年 12 月、翌年の 6 月に公表している。この扱いについては、米国等と比べて速報性の点で見劣りしていた。

今回の統計改訂では、四半期毎データを公表するだけでなく、公表までのラグも現在より 1 か月短縮し、国際収支統計・確報の公表月(翌四半期末の翌月)の翌月(2、5、8、11月)に公表することとした。

例えば、各年の 1~6 月分の地域別計数は、現在、上半期の計数として 12 月に公表しているが、2005 年からは、1~3 月分を 8 月、4~6 月分を 11 月に公表する予定である。

なお、既述のとおり、証券投資と直接投資の地域別計数や、対外証券投資・発行体別部門別(ソブリン債投資)の地域別区分は、毎月の国際収支統計・速報の一部として公表するほか、直接投資の地域別かつ業種別は四半期毎(確報公表時)に公表する。こうしたことから、国際収支統計の地域別データについては、公表頻度、公表時期、公表項目とも、現在に比べて格段に向上すると言うことができる。

B. 対内外証券投資統計

財務省の「対内外証券投資」統計は、現在、(1)約定ベース(週次、月次)、(2)決済ベース(月次)の 2 通りがある。

これらは、対内外の区分を建値通貨によって行うなど、わが国独自の基準に基づく統計であり、外為法上の円払証券の売買等を「対内証券投資」とし、同じく外貨建て証券の売買等を「対外証券投資」としている⁸。国際基準である BPM5 に基づいて作成する国際収支統計・証券投資とは定義が異なっている。

例えば、非居住者が本邦内で発行した円建債券であるサムライ債の居住者による購入(取得)を例にとる。サムライ債は、外為法上円払証券であるため、対内外証券投資統計(約定・決済)では、対内証券投資に計上する。一方、国際収支統計・証券投資では、同債は非居住者が発行した証券であるため、対外証券投資に計上している。

直接投資と同様、証券投資においても、定義が異なる統計の併存は、統計利用者の利便性を損う面があった。こうした事情を踏まえ、今次統計改訂におい

⁸ 因みに、ユーロ円は、外為法上では、外貨として扱われる。

て、「対内外証券投資」（決済ベース）統計を廃止し、国際収支統計に統合することとした。

一方、「対内外証券投資」（約定ベース）統計は、指定された大口投資家による投資額を集計したカバレッジの異なる計数であるが、週次計数を翌週に公表しているほか、月次計数も決済ベースや国際収支統計の証券投資に比べて公表時期が約1か月早いなど、速報性に優れている。このため、計数の定義を国際収支統計に一致させたいうで存続させることとした。合わせて、月次統計の商品別（短期債の新規公表）、対外証券投資の投資家業態別⁹の区分も拡充することとした。

この結果、「対内外証券投資統計」（約定ベース、週次、月次）¹⁰は、新たな国際収支統計・証券投資の速報版としての役割を果たすことになる。

C. 対外資産負債残高

(1) 直接投資

わが国においては、国際収支統計の対内外直接投資と、対外資産負債残高の対外直接投資残高において資本準備金を計上しているが、対内直接投資残高では、原資料（報告様式）¹¹上の制約から資本金のみを計上しており、資本準備金は計上対象外となっている。これは、統計作成の原資料において、当該計数の報告を求めておらず、データが入手し得ないことによるものである。

この点、BPM5（パラ 369）は、直接投資の構成要素に関する定義の中で、株主資本には資本準備金を含むとしている¹²。このため、今次改訂において、報告様式を改訂のうえ、2005 年末分の対外資産負債残高（2006 年 5 月公表）から、対内直接投資残高に資本準備金を計上することとした¹³。

⁹ 前掲（P. 8）の国際収支統計・対外証券投資の投資家業態別区分を参照のこと。

¹⁰ 「対外及び対内証券売買契約等の状況」と改称予定。

¹¹ 報告省令・別紙様式第 52「対内直接投資等に係る本邦の会社の内部留保等に関する報告書」。

¹² パラグラフ 369「株主資本には、支店の出資持分、子会社・関連会社の全株式（中略）およびその他の資本拠出が含まれる」。

¹³ 詳細については、「国際収支統計、対外資産負債残高における直接投資の統計上の扱いについて」（日本銀行ワーキングペーパーシリーズ 2003 年 8 月 21 日 <http://www.boj.or.jp>）p.14、18 参照。

(2) 証券投資・建値通貨別かつ証券種類別

IMFでは証券投資に関するグローバルなデータの不整合の解消や証券投資残高に対するデータの精度向上を目的に、1997年以來、CPIS(証券投資残高共同サーベイ)¹⁴を実施している。CPISにおいては、通貨別の証券投資残高を証券種類別に作成し、IMFへ提供することを推奨事項としている。わが国では、同推奨に応じ、2001年、2002年末時点における、資産サイドの通貨別かつ証券種類別残高をIMFに提供してきた。今次統計改訂に当たっては、同データに関するユーザーのニーズが強いことを踏まえ、わが国の対外資産負債統計・証券投資残高についても、通貨別・証券種類別のデータを作成・公表する。

(3) 金融派生商品

わが国の金融派生商品残高の計上対象は、現在、オプション取引のプレミアム(未消滅、未実行もしくは反対売買されていないオプションにかかる支払・受取プレミアムの集計額)と、ワラントのみとなっている。

BPM5の金融派生商品に関する補足版(2000年公表)では、フォワード系取引についても、資産ポジション、負債ポジションをそれぞれ国際投資ポジションに反映すべき(パラ470)としている。このため、報告様式¹⁵を一部改正し、年末時点のフォワード系取引のポジションを新たに報告対象に加えることとし、2005年末の対外資産負債残高・金融派生商品(2006年5月公表)から、先物・先渡取引残高の時価評価額を新たに計上する。

(4)-1 地域別・直接投資・業種別

国際収支統計と同様に、対外資産負債残高についても、直接投資の業種区分について、資産、負債の両サイドでも、フロー統計と同一の区分(前掲図表2参照)にて新規に作成・公表することとした。

¹⁴ CPIS(Coordinated Portfolio Investment Survey<証券投資残高共同サーベイ>)は、IMFが主体となって行っている各国のクロスボーダーの証券保有状況を詳細に把握するプロジェクト。各国が地域別にブレイクダウンした証券投資データを整備し、グローバル・ベースでのデータ不整合の原因究明やデータの精度向上を企図したもの。わが国は当初から当プロジェクトに参加している。参加各国のデータはIMFのウェブサイト(<http://www.imf.org>)で入手できる。

¹⁵ 「外国為替の取引等の報告に関する省令」別紙様式第27「デリバティブの取引に関する報告書」。

(4)-2 地域別・証券投資・保有主体部門別（資産）

先述の IMF・CPIS（証券投資残高共同サーベイ）の実施・拡充に呼応して、対外資産負債残高の証券投資・資産において、保有主体別区分を拡充することとし、32 か国・地域別に、新たに公的、銀行、その他部門の3つの保有主体部門別計数を公表することとした。

3. おわりに

以上のように、今回の統計改訂により、公表項目の大幅な拡大、速報性の向上、類似統計の整理・統合が実現し、統計利用者の利便性が大きく向上するものと考えている。

国際機関におけるバランスシート分析の重視を受けたデータ需要の高まりに加え、BPM5 改訂や IMF の CPIS（証券投資残高共同サーベイ）の拡充の動きにみられるとおり、経済・金融の状況を的確に表現した高品質の統計に対する内外のユーザーニーズは、引き続き高まっていくと予想される。今後とも、報告者の報告負担等に配慮しつつも、国際収支に関して利用価値の高い統計の整備・拡充を図り、統計利用者のニーズに対応していく所存である。

以 上

わが国の国際収支関連統計

現在、わが国の国際収支に関連する統計には、フロー統計としては、BPM5に準拠して、クロスボーダーの財・サービス、金融商品等の取引を計上する「国際収支統計」、わが国独自の基準^(注1)を基に作成している「対内及び対外証券投資等の状況」(以下、対内外証券投資統計)、「対外及び対内直接投資状況」がある。

(注1)主として外国為替および外国貿易法(外為法)に基づき、証券投資における対内・対外の区分や、直接投資の定義等について、わが国独自の基準を設けている。詳しくは別紙2を参照。

また、ストック統計としては、わが国の対外的な資産、負債の残高を示す「本邦対外資産負債残高」、対外債務統計に関する国際基準である対外債務統計ガイドに準拠して作成している「対外債務統計」、外為法に基づいて提出される「銀行等の資産負債状況報告書」に基づいて作成している「銀行等対外資産負債残高」がある。今回の統計見直しは、以上の統計全般に関わる内容となっているため、本稿では、これらを纏めて「国際収支関連統計」と呼んでいる。

国際収支関連統計は、外為法およびその下位法令である「外国為替令」、「外国為替の取引等の報告に関する省令」(以下、報告省令)等によって定められ、日本銀行経由で財務大臣宛に提出される報告書、届出書、および報告省令第33条に基づいて提出される資料をデータソースとしている。日本銀行は、外為法とその実施規定に基づく財務大臣からの委任に基づきこれらの統計を作成しているが^(注2)、公表については、国際収支統計、対外債務統計、銀行等対外資産負債残高は財務省・日本銀行の連名で、その他は財務省名で行われている。

(注2)外為法により、財務大臣は対外の貸借および国際収支に関する統計を作成し、内閣に報告することが義務付けられているが、これらの統計作成の実務および関連する報告書、届出書の受領は、同法とその実施規定により日本銀行に委任されている。

(別紙2)

「対外及び対内直接投資統計」と国際収支統計との相違

		対外及び対内直接投資統計	国際収支統計
概要	月次計数の公表時期	翌々月中旬	翌々月中旬(確報は3~6か月後に四半期分をまとめて公表)
	詳細データ		
	内訳項目	株式・持分の取得、貸付、支店設置・拡張(対外直接投資のみ)	株式資本、再投資収益、その他資本
	件数	(月次)	×
	業種別	(年度半期)	×
	地域別	(年度半期)	(暦年半期)
原資料・計上方法	計上原理	<ul style="list-style-type: none"> 投資回収額を含まない片道・年度・契約(事前届出または事後報告に基づく)ベース 居住者外資系企業(外資比率50%以上)を外国投資家として定義(国内取引であっても、対内投資に含める) 	<ul style="list-style-type: none"> 株式資本、その他資本 投資回収額を含む往復・暦年・決済(支払または支払の受領に基づく)ベース 再投資収益を含むベース 子会社に留保される内部留保残高のうち、親会社の持分相当額の増減(暦年・帰属計算ベース)を含む
	主な原資料		
	対外直接投資	<ul style="list-style-type: none"> 対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書(報告省令¹別紙様式第16) 対外直接投資に係る金銭の貸付契約に関する報告書(報告省令別紙様式第17) 対外直接投資に係る外国における支店等の設置又は拡張に係る資金の支払に関する報告書(報告省令別紙様式第18) 報告対象は1億円超の取引 報告書のほか、届出書、許可申請書も原資料として使用 	<ul style="list-style-type: none"> 支払等報告書(報告省令別紙様式第1~4<報告対象は3千万円超の支払等>) 対外直接投資に係る外国法人の内部留保等に関する報告書(報告省令別紙様式第50、51<報告下限金額は出資残高10億円>)
対内直接投資	<ul style="list-style-type: none"> 株式・持分の取得に関する報告書(対内命令²別紙様式第11) 株式・持分の譲渡に関する報告書(対内命令別紙様式第12) 金銭の貸付けに関する報告書(対内命令別紙様式第16) 社債の取得に関する報告書(対内命令別紙様式第17) 報告下限金額はなし 報告書のほか、届出書も原資料として使用 	<ul style="list-style-type: none"> 支払等報告書(別紙様式第1~4) 対内直接投資等に係る本邦の会社の内部留保等に関する報告書(報告省令別紙様式第52<報告下限金額は資本金10億円>) 	

¹ 外国為替の取引等の報告に関する省令(以下同)。² 対内直接投資等に関する命令(以下同)。

「対内外証券投資統計」と国際収支統計の比較

	対内外証券投資統計	国際収支統計
対 象	・ 株式、中長期債券等の一般 売買	・ 包括的な証券取引（一般売買 のほか、起債・償還、証券貸 借を含む）
内外区分の基準 ^{（注）}	・ 建値通貨による（外貨証 券・円払証券区分） 外為法による区分	・ 証券発行主体の居住性によ る IMF 国際収支マニュアル （BPM5）による区分
対外証券投資の内容	・ 外貨証券のクロスボーダー 売買 ユーロ円は外貨扱い	・ 非居住者発行証券のクロス ボーダー売買
対内証券投資の内容	・ 円払証券のクロスボーダー 売買	・ 居住者発行証券のクロス ボーダー売買
データの種類	・ 約定ベース ・ 決済ベース	・ 決済ベース
調査方法	・ 指定主要先への調査（約定 ベース） ・ 悉皆調査（決済ベース）	・ 悉皆調査
公表頻度	・ 週次（約定ベースのみ） ・ 月次（約定ベースおよび決 済ベース	・ 月次

（注）例えば、非居住者発行の円払証券（円建外債＜サムライ債＞）は、対内外証券投資統計では対内証券投資、国際収支統計では対外証券投資となる。